制 定 令和 年 月 日資事第

묶

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の3第2号、第10条の3第2号並びに横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(平成5年2月横浜市規則第5号。以下「規則」という。)第32条の規定に基づき、食品廃棄物に係る「再生利用個別指定業」の指定のために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 本要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 再生活用 再生利用を目的として食品廃棄物を処分することをいう。
 - (2) 再生活用業者 再生活用を行う者をいう。
 - (3) 活用施設 再生活用の用に供する施設をいう。
 - (4) 排出者 食品廃棄物を排出する者をいう。
 - (5) 有用物 食品廃棄物を再生活用することで得られる成果品をいう。

(申請書の添付書類)

第3条 規則第32条第1項の規定により提出する再生利用個別指定業指定申請書(第29号様式)及び同条第2項の規定により提出する再生利用個別指定業変更指定申請書(第30号様式)に添付する書類は、別表第1に掲げるものとする。

(指定の基準)

- 第4条 本市が指定する食品廃棄物の再生利用個別指定業は、食品廃棄物の再生利用 を行う事業であって、次の各号のいずれにも適合するものとする。
 - (1) 再生利用個別指定業の事業範囲が食品廃棄物の再生活用であること。
 - (2) 再生利用の対象となる廃棄物が、活用施設の設置場所と同一の敷地又は建物 (以下「敷地等」という。) 内から排出される食品廃棄物に限定されていること。
 - (3) 再生活用業者が、敷地等の所有者又はその者から敷地等の運営管理業務等の委託を受けた者であること。
 - (4) 食品廃棄物が確実に再生利用され、生活環境の保全及び公衆衛生に悪影響を及ぼさないものとして、次項に定める基準のいずれにも適合するものであること。
 - (5) 排出者、再生活用業者及び有用物の利用者(以下「関係者」という。)との間で食品廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継

続性があること。

- (6) 再生活用業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) 第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- 2 前項第4号の規定による基準は、次のとおりとする。
 - (1) 活用施設が再生利用の対象となる食品廃棄物の再生活用に適するものであって、受入量が活用施設の処理能力を超えないようにするなど適切な維持管理を行うものであること。
 - (2) 食品廃棄物の保管を行う場合には、保管場所に集積された食品廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずるとともに、保管のための管理体制が整っていること。
 - (3) 排出者から受け入れた食品廃棄物について、品質を確認する体制が整っており、その大部分が再生の用に供されること。
 - (4) 再生活用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
 - (5) 再生活用が生活環境保全上の支障が生じないものであること。
 - (6) 有用物が廃棄物に該当しないものであり、そのことを確認できる体制が整っていること。
 - (7) 有用物が確実に再生利用され、かつ、その方法が適切であること。
 - (8) 再生活用業者が再生活用を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - (9) 排出者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用が営利を目的としないものであること。
 - (10) 再生活用業者が再生活用を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 3 前項第1号から第8号までの基準に係る適合性については、廃棄物を使用した試験研究制度を活用し、実証実験等を行っているものであること。

(指定の期限等)

第5条 市長は、再生利用個別指定業の指定に期限を付し、又は生活環境保全上必要 な条件を付することができる。

(不指定の通知)

第6条 市長は、規則第32条第1項又は第2項の規定に基づく申請が、第4条第1項 の基準に適合しないと認められるときは、申請者に再生利用個別指定業不指定通知 書(第1号様式)を交付し、指定をしない旨を通知する。

(関係者の責務)

第7条 関係者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排出者は、食品廃棄物の削減を推進するため、食品ロス削減を含めた食品廃棄物の発生抑制に優先的に取り組んだうえで、なおも発生する食品廃棄物について再生利用の用に供すること。
- (2) 再生活用業者は、受け入れた食品廃棄物を可能な限り再生活用の用に供すること。
- (3) 再生活用業者は、再生活用において生ずる廃棄物を適正に処理すること。
- (4) 再生活用業者は、活用施設に本市から再生利用個別指定業の指定を受けたことを示す表示を行うこと。
- (5) 再生活用業者は、帳簿を備え、指定により再生活用する食品廃棄物等について 次の各号に掲げる事項を記載すること。
 - ア 排出者毎の受入量
 - イ 活用施設への投入量
 - ウ 有用物の発生量、搬出量及び搬出先
 - エ 再生活用において生ずる廃棄物の発生量、搬出量及び搬出先
- (6) 関係者は、生活環境保全上の支障が生じないよう再生利用を行うこと。
- (7) 一般廃棄物と産業廃棄物を混合して再生活用をする場合には、再生活用において生ずる廃棄物は、再生活用した一般廃棄物と産業廃棄物の比率で按分し、以後それぞれの区分の廃棄物として取り扱うものとする。
- (8) 再生活用業者は、再生利用において事故が発生したときは、適切な応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を本市に報告すること。
- (9) 再生活用業者は、毎年6月30日までに前年の4月1日からその年の3月31日までの1年間における再生利用の実績等を再生利用個別指定業実績報告書(第2-1号様式又は第2-2号様式)により本市に報告すること。
- (10) 関係者は、本市から報告徴収又は立入検査の求めがあった場合、円滑に報告し、又は立入検査が行われるよう協力すること。
- 附 則 (令和 年 月 日資事第 号)
 - この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

- 1 事業計画の概要を記載した書類
 - (1) 食品廃棄物の再生活用を行う場所の周辺地図及び構内案内図
 - (2) 有用物の再生利用を行う場所の周辺地図
 - (3) 食品廃棄物の排出から有用物の再生利用までの事業概要が分かる書類(次のアからウまでの内容及びマテリアルフロー図を含むこと)
 - ア 食品廃棄物の排出について ((ア)の内容を含むこと)
 - (ア) 食品廃棄物の排出想定量(排出事業場ごとに示すこと)
 - イ 食品廃棄物の排出後から再生活用までについて ((ア)から(キ)までの内容を含む こと)
 - (ア) 排出者から再生活用業者までの食品廃棄物の運搬方法
 - (イ) 食品廃棄物の保管を行う場合には、その保管の方法(保管容器の概要や設置 場所が分かる平面図を含むこと)及び保管場所の管理体制
 - (ウ) 食品廃棄物に係る品質の基準及びその確認方法
 - (エ) 食品廃棄物の再生活用方法
 - (オ) 活用施設の設置場所及び概要(設置場所が分かる平面図や処理能力等が分かる書類を含むこと)
 - (カ) 活用施設の維持管理方法が分かる書類
 - (キ) 有用物の生産想定量
 - ウ 食品廃棄物の再生活用後から有用物の再生利用までについて ((ア)から(オ)までの内容を含むこと)
 - (ア) 有用物の保管を行う場合には、その保管方法(保管容器の概要や設置場所が 分かる平面図を含むこと)及び保管場所の管理体制
 - (イ) 有用物に係る品質の基準及びその確認方法
 - (ウ) 有用物の引渡しの方法及び再生利用場所までの運搬方法
 - (エ) 有用物の再生利用方法
 - (オ) 有用物の利用先における受入想定量
 - (4) 食品廃棄物の排出から有用物の引渡しまでで生ずる廃棄物の処理方法(施設のメンテナンス時における対応を含むこと)
 - (5) 再生活用に係る発災等の緊急時における対策が分かる書類
 - (6) 再生活用を行う場所にて事前に実施した実証実験の結果が分かる書類
 - (7) 排出者が行う食品ロス削減に向けた取組が分かる書類
 - (8) 法令等に基づく許認可等を要する事業の場合、当該許認可等を得たものであることが確認できる書類
 - (9) その他事業計画の把握のために市長が必要と認める書類

- 2 取引関係を記載した書類
 - (1) 関係者(排出者、再生活用業者及び有用物の利用者)の氏名又は名称及び所在地 (再生活用業者及び有用物の利用者については、担当者の所属、氏名及び連絡先を明 らかにすること)
 - (2) 関係者間で取り交わされた本事業に係る契約書等の写し(食品廃棄物の排出予定量並びに有用物の利用予定量、利用予定時期、利用用途、品質及びその確認方法、売却費及び運送費等の取引価値が分かる書類を含むこと)
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
 - (1) 再生活用を行う場所における食品廃棄物及び有用物の保管に係る対策
 - (2) 食品廃棄物の再生活用に係る対策
- 4 再生活用業者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 5 再生活用業者が個人である場合には、その住民票の写し
- 6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 7 事業を行うに足りる知識及び技術的能力を説明する書類
- 8 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 9 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計 算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

 横浜市
 指令第
 号

 年
 月
 日

再生利用個別指定業 不指定通知書

住 所

氏 名

法人の場合は、名称・ 代表者の氏名

横浜市長

印

年 月 日に申請がありました再生利用個別指定業については、横浜市食品 廃棄物の再生利用個別指定業の指定に係る要綱第4条第1項の指定の基準に適合しないこ とから、同要綱第6条の規定に基づき指定しない旨を通知します。

指定しない理由

年 月 日

再生利用個別指定業 実績報告書 (その1)

横浜市長

指定番号:

業者名:

年 月 日から 年 月 日までの一般廃棄物に係る再生利用個別指定業の実績を、横浜市食品廃棄物の再生利用 個別指定業の指定に係る要綱第7条第9号の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 再生利用の実績

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	計
活用施設への投入量(kg)													
有用物の搬出量 (kg)													
再生活用において生ずる													
廃棄物の発生量 (kg)													

2 有用物の搬出先

名 称:

住 所:

3 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法

運搬者:

運搬先:

年 月 日

再生利用個別指定業 実績報告書 (その2)

横浜市長

指定番号:

業者名:

年 月 日から 年 月 日までの産業廃棄物に係る再生利用個別指定業の実績を、横浜市食品廃棄物の再生利用 個別指定業の指定に係る要綱第7条第9号の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 再生利用の実績

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11 月	12 月	1月	2月	3月	計
活用施設への投入量(kg)													
有用物の搬出量 (kg)													
再生活用において生ずる													
廃棄物の発生量 (kg)													

2 有用物の搬出先

名 称:

住 所:

3 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法

運搬者:

運搬先: